

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年条例第2号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>○横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例 （第1条から第13条 省略） （適用除外）</p> <p>第14条 協議地区を定める日（協議地区を変更する場合において、当該都市景観形成行為に係る内容を変更するときは、当該変更の日）前において、当該都市景観形成行為に係る次に掲げる手続その他の行為を行っている場合については、この章の規定は、適用しない。 （第1号及び第2号省略）</p> <p>(3) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可の申請又は同法第11条の規定による協議（成立している場合に限る。）</p> <p>（以下省略）</p>	<p>○横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例 （第1条から第13条 省略） （適用除外）</p> <p>第14条 協議地区を定める日（協議地区を変更する場合において、当該都市景観形成行為に係る内容を変更するときは、当該変更の日）前において、当該都市景観形成行為に係る次に掲げる手続その他の行為を行っている場合については、この章の規定は、適用しない。 （第1号及び第2号省略）</p> <p>(3) <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下この号において「宅地造成等規制法一部改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この号において「旧宅地造成等規制法」という。）第8条第1項（宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可の申請又は旧宅地造成等規制法第11条（宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による協議（成立している場合に限る。）</u></p> <p>（以下省略）</p>